

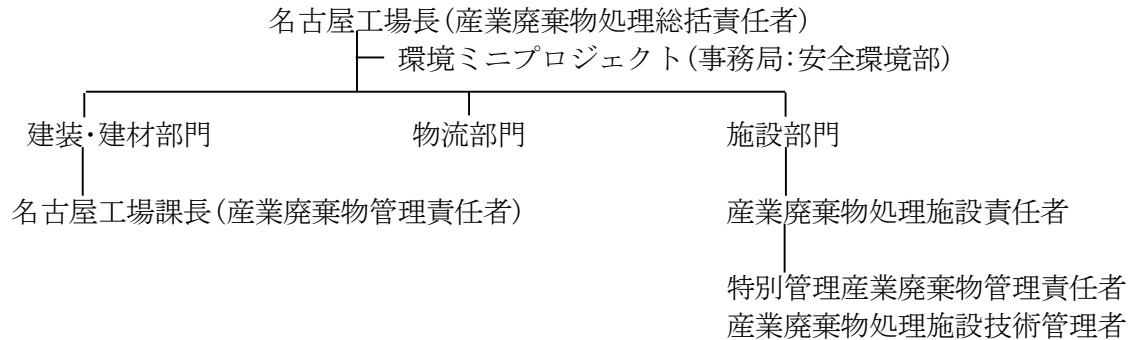
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 3 年 6 月 3 0 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 清須市西堀江 2 2 8 8 番地	
氏 名 アイカ工業株式会社	
代表取締役 社長執行役員 小野 勇治	
同代理人 名古屋工場長 山田 一登	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0 5 2 - 4 0 0 - 5 3 1 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	アイカ工業株式会社 名古屋工場
事 業 場 の 所 在 地	清須市西堀江 2 2 8 8 番地
計 画 期 間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	1 8 : プラスチック製品製造業
②事 業 の 規 模	製造品出荷額 : 9 , 2 7 4 百万円 / 年
③従 業 員 数	2 9 9 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	化粧板製造工程から発生する不良品等の処理工程 : イ) 廃プラスチック類、紙くず⇒自ら中間処理(焼却減量)し、残渣を再生処理業者に委託して建設材料として再資源化 ロ) 廃プラスチック類⇒再生処理業者に委託してRPF燃料として再資源化 ハ) 廃プラスチック類⇒最終処分業者に委託して埋立処分 ニ) 木くず、廃油⇒再生処理業者に委託して燃料として再資源化 ホ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⇒再生処理業者に委託して建設材料として再資源化 ヘ) 汚泥⇒再生処理業者に委託して飼料・肥料、建設材料として再資源化 ヘ) 混合物⇒再生処理業者に委託して原料・材料として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	廃油	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	混合物
	排出量	1,227t	1,992t	125t	27t	21t	9.930t	0.190t
	（これまでに実施した取組） ・製造工程における歩留まり向上方策の推進により、産業廃棄物の排出を抑制。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	廃油	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	混合物
	排出量	1,160t	1,890t	120t	25t	20t	9.430t	0.180t
	（今後実施する予定の取組） ・製造工程における歩留まり向上方策の推進として、製造中間製品への帯電防止（静電気除去）による化粧板不良品の排出抑制を検討推進。 ・廃プラスチック類、紙くず、木くず、廃油、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥の有償物化の検討推進。							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥の分別回収実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・自ら中間処理(焼却減量)している、及び、最終処分業者に委託している廃プラスチック類の分別回収向上による有償物化の検討推進。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	廃油	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	混合物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（これまでに実施した取組） ・自社製品原材料への廃プラスチック類の添加による再生利用検討実施。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	廃油	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	混合物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（今後実施する予定の取組） ・化粧板用廃樹脂、化粧板及び不燃化粧板廃材等の再利用を検討推進。							

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和２年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	廃油	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	混合物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	685t	1,685t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	685t	1,685t	0t	0t	0t	0t	0t
	（これまでに実施した取組） ・中間処理（焼却減量）前の廃プラスチック類の裁断、チップ化等による完全燃焼の推進実施。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	廃油	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	混合物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	650t	1,600t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	650t	1,600t	0t	0t	0t	0t	0t
	（今後実施する予定の取組） ・中間処理（焼却減量）前の廃プラスチック類の裁断、チップ化等による完全燃焼の実施継続。							

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	廃油	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	混合物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（これまでに実施した取組） ・製造工程等から発生する非定常的な産業廃棄物の発生削減実施。 ・化粧板用樹脂のライフ延長等による固化樹脂発生量の削減実施。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	廃油	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	混合物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（今後実施する予定の取組） ・製造工程等から発生する非定常的な産業廃棄物の発生削減実施継続。 ・化粧板用樹脂の再使用化による固化樹脂発生量の削減検討推進。							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和２年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	廃油	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	混合物
	全処理委託量	542t	307t	125t	27t	21t	9.930t	0.190t
	優良認定処理業者への処理委託量	54t	106t	125t	0t	0t	0.930t	0.190t
	再生利用業者への処理委託量	460t	307t	125t	27t	21t	9.930t	0.190t
	認定熱回収業者への処理委託量	45t	106t	0t	0t	0t	0.000t	0.000t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0.000t	0.000t
	（これまでに実施した取組） ・可能な限り再生利用業者への処理委託を実施し、最終処分（埋立）処理量の削減実施。							

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	廃油	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	混合物
	全処理委託量	510t	290t	118t	25t	20t	9.330t	0.180t
	優良認定処理業者への処理委託量	50t	99t	118t	0t	0t	0.870t	0.180t
	再生利用業者への処理委託量	432t	288t	118t	25t	20t	9.330t	0.180t
	認定熱回収業者への処理委託量	42t	99t	0t	0t	0t	0.000t	0.000t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0.000t	0.000t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者の選定検討を継続して、産廃処理委託実施。 ・処理委託業者の廃棄物処理場の立入現地調査確認を定期的(年1回)実施。							
	※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。